

お客様各位

2018年12月10日
株式会社 東洋
TEL075-501-6616

所得税 R4 平成 30 年 (Ver.18.10) の予定

所得税 R4 平成 30 年 (Ver.18.10) についてご連絡いたします。
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承願います。

1. 発行プログラム

システム名	リリース	(データ変換対象)	(保守加入対象)
所得税 R4 平成 30 年	18.10 ※1	17.10 ※2	17.10

※1 E i ボード 18.10 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 Ver.17.1 (平成 29 年版) で繰越処理済みのデータは「旧データ」として、データ選択画面に表示されます。
データ選択により「データ変換処理」が行われ、本バージョン (Ver.18.10) で使用できるようになります。

2. 日程 (予定)

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2019年1月21日 (月)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	2019年1月29日 (火) 送品開始

3. 電子申告更新用プログラムの予定

電子申告 R4 Ver.18.20とともに、2019年1月28日 (月) にダウンロード提供を開始します。

4. 主な税制改正の内容と様式変更

平成 30 年分の所得税から適用される税制改正と様式変更のうち、主なものは以下のとおりです。

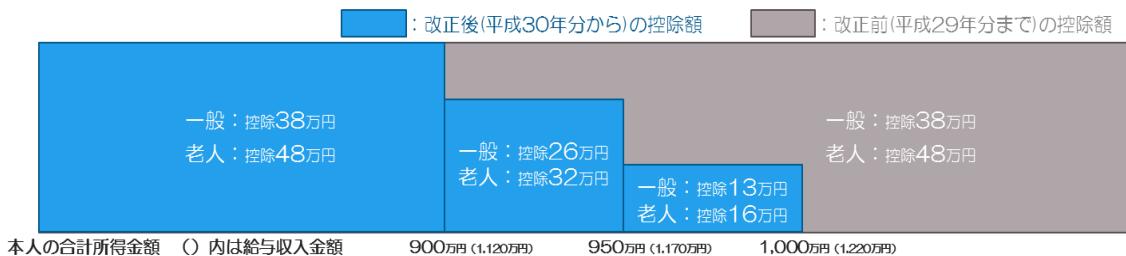
4-1. 【税制改正】配偶者(特別)控除の見直し

平成 30 年分の所得税から、配偶者控除および配偶者特別控除の控除額等が見直されました。

■配偶者控除

本人の合計所得金額により、控除額が段階的に減少するようになりました。

本人の合計所得金額が 1,000 万円超 (給与収入にすると 1,220 万円超) となる場合は、控除対象外となります。

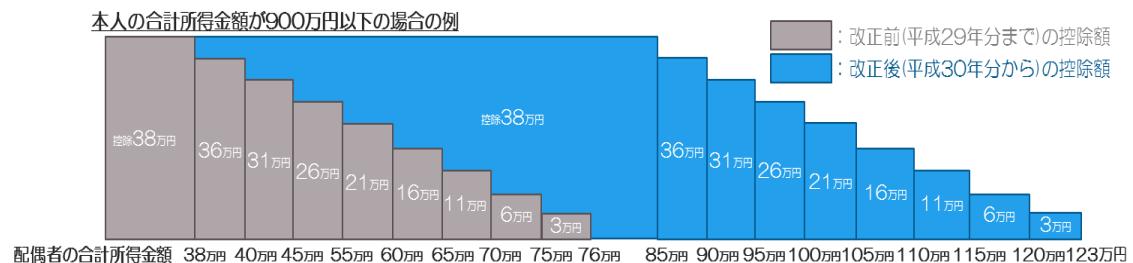


本人の合計所得金額	平成 30 年分	(参考) 改正前 : 平成 29 年分
	配偶者控除額 ()は老人控除対象者	配偶者控除額 ()は老人控除対象者
900 万円以下	38 万円 (48 万円)	一律 38 万円 (48 万円)
950 万円以下	26 万円 (32 万円)	
1,000 万円以下	13 万円 (16 万円)	改正前は本人の合計所得金額による要件はありませんでした。
1,000 万円超	適用なし	

■配偶者特別控除

控除額 38 万円となる配偶者の所得金額の上限が 38 万円から 85 万円に引き上げられ、配偶者特別控除の適用を受けることができる配偶者の所得金額の上限が 76 万円から 123 万円に引き上げられました。

また、配偶者控除同様、本人の合計所得金額により、控除額が段階的に減少するようになりました。



本人の合計所得金額	配偶者の合計所得金額 (単位 : 万円)										
	38 以下	85 以下	90 以下	95 以下	100 以下	105 以下	110 以下	115 以下	120 以下	123 超	
900 万円以下	配偶者控除	38	36	31	26	21	16	11	6	3	適用なし
950 万円以下		26	24	21	18	14	11	8	4	2	
1,000 万円以下		13	12	11	9	7	6	4	2	1	
1,000 万円超	適用なし										

4-2. 【様式変更】確定申告書 第一表

「翌年以降送付要否」欄が削除されました。

▼平成 29 年分の様式 (変更前)

氏名	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
男 / 女	生年 月日	自宅・勤務先・携帯 電話番号			
特農の表示	種類	整理番号		翌年以降送付不要	

▼平成 30 年分の様式 (変更後)

氏名	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄
男 / 女	生年 月日	自宅・勤務先・携帯 電話番号			
特農の表示	種類	整理番号		翌年以降送付不要	

4-3. 【様式変更】確定申告書 第二表

「住民税・事業税に関する事項」(用紙下部)に、「同一生計配偶者」欄が追加されました。

住民税・事業税に関する事項						専用者料金区分別印合算	
住 民 税	氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	支・領取全額に係る 用紙以外(平成11年 3月1日以後の改定 適用)は配偶者と同一 の住所に係る住民税 の徴収方法の選択	給与から 差引き 自分で付 金
	同姓 夫 妻 生 年 計 配偶者	□□□□□	□	□□□□□	□□□□□		
歳未満の扶養親族	□□□□□	□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□
配偶者	□□□□□	□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□□□□□	□
記入に要する 住民税の割合	円	非居住者の割合	円	担当課 課長	円	株式会社横浜 地税課課長	円
						除	市町村

4-4. 【様式変更】医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書

住所欄が追加されました。(変更前は氏名のみ)

5. システムの主な対応予定

5-1. 税制改正および改正に伴う様式変更に対応

上記改正および改正に伴う様式の変更に対応します。

5-2. 対応帳票の追加（国外財産調書、譲渡所得の内訳書(総合譲渡用)）

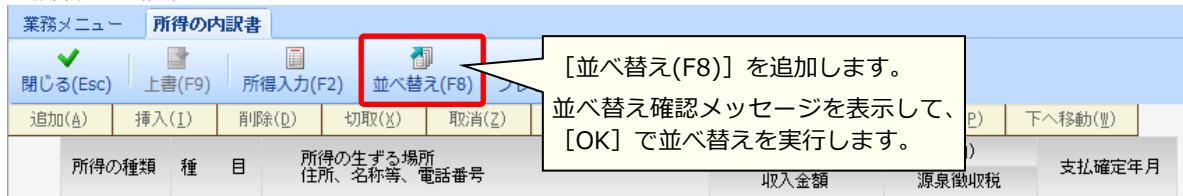
以下の2帳票の作成に対応します。

- 国外財産調書
- 譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）

5-3. 所得の内訳書 並び順に関する変更

所得の内訳書に「並べ替え」ボタンを追加し、所得入力画面と同じ順番で並べ替えを行えるようになります。

▼所得の内訳書



■入力時の反映処理についても見直します

所得入力画面で「挿入」ボタンで行追加した場合や後から「所得の内訳に印刷する」にチェックを入れた場合でも、所得の内訳書でも同様の位置に挿入追加されるように転記仕様の見直しを行います。

6. 連動対象アプリケーション（動作保証バージョン）

連動対象アプリケーションについて、動作保証するバージョンは下表のとおりです。(昨年から変更なし)

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	財務 R4 (会計、Professional、Basic、Lite) Ver.14.10 以降
減価償却費計算書 取り込み	減価償却 R4、減価償却応援 R4 Ver.16.2 以降
所得 取り込み	報酬請求 R4 Ver.14.14 以降

以上、よろしくお願ひいたします。